

令和2年3月2日

令和2年第1回神奈川県議会定例会

厚生常任委員会報告資料

福祉子どもみらい局

目 次

	ページ
1 「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づく福祉子どもみらい局所管条例の見直し結果について.....	1
2 ともに生きる社会かながわ憲章の理念の普及に向けた取組みについて.....	4
3 「かながわ子どもみらいプラン」改定案について.....	8
4 「神奈川県社会的養育推進計画」改定案について.....	12
5 「神奈川県子どもの貧困対策推進計画」改定案について.....	16
6 三浦しらとり園の指定管理者の指定期間の変更について.....	20
7 津久井やまゆり園の再生について.....	21

1 「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づく福祉子どもみらい局所管条例の見直し結果について

県では、条例を常に時代に合致したものとすることを目的として、一定期間ごとに条例の見直しを行う全庁的な仕組みを定める「神奈川県条例の見直しに関する要綱」を制定し、平成20年4月1日から施行した。

条例の見直しの周期は、5年を経過するごととしており、今回、福祉子どもみらい局において所管する次の2条例について当該要綱に基づく見直し作業を行ったので、その結果を報告する。

条例の見直しの結果

改正を検討する条例

	条例名	見直し結果
1	神奈川県男女共同参画推進条例	条例の運用上の課題は見受けられないが、条例の有効性をさらに高めることをめざし、条例の内容や県の姿勢が一層明確となるような改正を検討する必要がある。

改正・廃止及び運用の改善等の必要がない条例

	条例名	見直し結果
1	社会福祉法人の助成に関する条例	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。

条例の見直し結果概要

条 例 名	神奈川県男女共同参画推進条例	
条 例 番 号	平成 14 年神奈川県条例第 8 号	
所 管 室 課	福祉子どもみらい局人権男女共同参画課	
条 例 の 概 要	男女共同参画の推進に関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の実施について必要な事項を定めている。	
検 討	視 点	検 討 内 容
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	本条例は、男女共同参画社会の形成の促進に寄与することを目的として定められており、家庭、職場、地域など人生の様々な場面で、誰もが性別にかかわらず、共に生き、共に参画し、活躍できる社会の実現に向けた県の取り組みが求められている中で、必要な条例である。
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	本条例に基づき、県内事業者の届出制度を実施することにより、企業における男女共同参画の推進に効果を発揮しているほか、異性に対する暴力行為等、性別による権利侵害行為を禁止することにより、被害者支援の施策等の効果的な実施につなげるとともに、セクシャル・ハラスメントを禁止し、事業者に対して必要な配慮を求めるなど、本条例の目的である「男女共同参画社会の形成の促進」に有効に機能している。 なお、条例の有効性をさらに高めるため、言葉の定義等を一部修正し、条例の内容や県の姿勢を明確化する。
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	本条例で定める「男女共同参画を推進する理念」及び「県の責務」は、県の男女共同参画推進施策の基本的規定となっており、条例の目的である「男女共同参画社会の形成の促進」に効率的に機能している。 また、本条例で規定する主な施策については、条例に根拠を置かなければ実施することができない施策や、条例に根拠を置くことにより一層の推進を図る事ができる施策を規定しているものであり、条例の目的実現に効率的に機能している。
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	条例の目的である「男女共同参画社会の形成の促進」は、「女性も男性もともに活躍できる社会づくり」を掲げる「かながわグランドデザイン」の基本方針に適合している。 「かながわ男女共同参画推進プラン（第4次）」や「かながわDV防止・被害者支援プラン」に位置付けられた施策は、本条例の理念や県の責務を踏まえ実施しているものであり、条例と現行施策は適合している。
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	男女共同参画社会基本法の基本理念及び同法第9条の規定（地方公共団体の責務）に基づき策定した条例であり、憲法及び法令に抵触するものではない。
	その他	
見直し結果	<ol style="list-style-type: none"> 1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 ③ 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 4 改正及び運用の改善等を検討する。 5 廃止を検討する。 	<p style="text-align: center;">理 由 等</p> <p>条例の運用上の課題は見受けられないが、条例の有効性をさらに高めることをめざし、条例の内容や県の姿勢が一層明確となるような改正を検討する必要があるため。</p>

条例の見直し結果概要

条 例 名	社会福祉法人の助成に関する条例	
条 例 番 号	昭和 29 年神奈川県条例第 8 号	
所 管 室 課	福祉子どもみらい局総務室	
条 例 の 概 要	社会福祉法の規定に基づき社会福祉法人に助成をするために、必要な事項を定めるもの。	
検 討	視 点	検 討 内 容
	必要性 （ 現在でも必要 な条例か。 ）	社会福祉法第 58 条第 1 項において、「条例で定める手続に従い、社会福祉法人に対し、補助金を支出」すること等ができることとされていることから、当該手続等について定めている本条例は必要なものである。
	有効性 （ 現行の内容で 課題が解決で きるか。 ）	本条例で定めている助成手続等は、助成の審査をするために必要なものであり、適正な助成を行うために、有効に機能している。
	効率性 （ 現行の内容で 効率的といえ るか。 ）	社会福祉法人へ助成を行うために、本条例で定める助成の対象や、助成申請手続は、本県における社会福祉の向上のために必要な範囲のものであり、適切なものであることから、効率的である。
	基本方針適合 性 （ 県政の基本的 な方針に適合 しているか。 ）	社会福祉法人への助成は、「かながわグランドデザイン」第 3 期実施計画に掲げる「ともに生き支え合う地域社会づくり」等に資するものであり、県の基本方針に適合するものである。
	適法性 （ 憲法、法令に 抵触しない か。 ）	社会福祉法に基づき社会福祉法人への助成について定めるものであり、憲法、法令等に抵触するものではない。
	その他	
見 直 し 結 果	<ol style="list-style-type: none"> ① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 4 改正及び運用の改善等を検討する。 5 廃止を検討する。 	<p style="text-align: center;">理 由 等</p> <p>現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。</p>

2 とともに生きる社会かながわ憲章の理念の普及に向けた取組みについて

とともに生きる社会かながわ憲章（以下、「憲章」という。）の理念の普及に向けた、令和元年度の取組み及び2年度の取組みの方向性について報告する。

(1) 令和元年度の取組み

ア とともに生きる社会かながわ推進週間の取組み

令和元年7月22日から28日までの「とともに生きる社会かながわ推進週間」において、次の取組みを行った。

(ア) 津久井やまゆり園事件追悼式

事件によりお亡くなりになった方々に哀悼の意を表するとともに、このような事件が二度と繰り返されないよう決意を新たにするため、ご遺族のご理解を得ながら追悼式を実施

(イ) とともに生きる社会かながわ推進週間の普及活動

新聞、タウン誌、ポスターの駅貼りやインターネット広告など、様々な媒体を活用した集中的な広報を実施

イ 「みんなあつまれ」の実施

障がいのあるなしに関わらず、パラスポーツやアートなど、同じ体験を共有し、ともに楽しむことを通じて、「とともに生きる社会」を自分の身近に考えることを目指すイベント「みんなあつまれ」を、地域のイベントと連携して県内6か所で開催した。

イベント名	開催日	会場（住所）
みんなあつまれ inツナガリウォーク	4月27日（土）	山下公園（横浜市中区）
みんなあつまれ in大和市民まつり	5月11日（土）、 12日（日）	引地台公園（大和市）
みんなあつまれ in大船まつり	5月19日（日）	J R大船駅東口周辺（鎌倉市）
みんなあつまれ in多摩ふれあいまつり	6月16日（日）	多摩区総合庁舎（川崎市多摩区）
みんなあつまれ in藤沢市民まつり	9月28日（土）、 29日（日）	藤沢駅周辺（藤沢市）
みんなあつまれ inアシガラマルシェ	10月12日（土） ※台風のため中止	未病バレー・ビオトピア（大井町）
みんなあつまれ inホッポ ヌチミュージックフェスティバル	10月20日（日）	日本大通り（横浜市中区）

ウ 共生社会実現フォーラムの開催

共生社会の実現に向けて、多様な実践者たちの事例を学びながら、誰もが行動する社会を考えるフォーラムを開催した。

日 時 令和元年12月15日（日）

場 所 神奈川県庁本庁舎3階 大会議場ほか

内 容 金澤翔子氏の席上揮毫・作品展、プレゼンテーション、公開トーク、参加型ワークショップ、学生による活動報告、障害福祉サービス事業所の出展、福祉機器等の展示、表彰式など

エ 市町村、団体等との連携

市町村や団体等と連携し、継続性や広がりを持った取組みを県内各地で展開し、県民に身近な地域で憲章に触れていただいた。

- ・ 市町村や団体等が主催するイベントとの連携
- ・ 「ともに生きる」に関するパネル展示の実施
- ・ 市町村の広報誌への憲章のPR文の掲載

オ 県教育委員会との連携

県教育委員会との連携を強化し、子どもたちへの憲章の普及を図った。

- ・ 全県立学校で校長等による講話や「いのちの授業」をとおして憲章の理念の理解を促進
- ・ 県内すべての児童・生徒を対象とした「いのちの授業」大賞に、「ともに生きる社会かながわ憲章の部」を新設
- ・ 憲章の理念や障がいを理解するための出前講座の実施

カ 企業・団体との連携

企業・団体と連携し、従業員などへの憲章の普及を図った。

- ・ 従業員向け研修などを実施
- ・ 障がい者理解や体験のコンテンツを持っている企業や団体の情報をポータルサイトで発信し、コーディネーターと連携し、イベントへの出店を希望する障がい者団体とイベント主催者とのマッチング等を実施

キ 大学との連携

大学と連携し、学生などへの憲章の普及を図った。

- ・ 大学の授業などにおいて、憲章の講義を実施
- ・ 憲章の理念に共感した学生とのワークショップを実施し、若者ならではの普及に係るアイデア出しや情報を発信

ク 憲章のさらなる普及（令和元年度6月補正予算関係）

従来の取組みだけでは届きにくかった若年層を主要なターゲットとして、憲章の理念である「いのちの大切さ」「その人らしさ」「支え合い」というメッセージが直感的に伝わるよう、「リスペクトでつながろう」をコンセプトに10月から新たなプロジェクトを展開している。

- ・ 新ロゴデザインの決定、ポスターの製作
- ・ 動画の公開、SNSキャンペーンの実施

(2) 令和2年度取組み

ア 取組みの方向性

県民ニーズ調査結果（憲章認知率15.7%）をふまえ、市町村、団体、教育、企業や大学と連携した取組みを着実に進めるとともに、金澤翔子氏の題字や新ロゴデザインの活用などターゲットに応じた、より効果的な広報を展開することにより、憲章の理念をより多くの県民に普及し、憲章の認知率の向上を図る。

イ 拡充する主な取組み

(ア) みんなあつまれの実施

多くの県民が憲章の理念に繰り返し触れ、「ともに生きる」を考えるきっかけとなるよう、令和元年度しっかり連携できた地域イベントを中心に、令和2年度も引き続き連携し、県内各地で広がりや継続性のある展開とする。

加えて、若年層など、より幅広い世代が訪れるイベントや企業による出展があるイベントといった、多様なイベントとも連携し、新たな層へのさらなる憲章の普及に努める。

さらに、令和2年度開催されるオリパラに向けて、関連イベントと積極的に連携し、これを契機としてこれまで以上に憲章の普及を図る。

(イ) 県教育委員会との連携

「いのちの授業」の実施や、出前講座の活用など、令和2年度も県教育委員会には全校での取組みを依頼し、子どもたちへの憲章の普及を図る。

さらに、憲章の理念や「心のバリアフリー」を学べるよう、教材等を活用して取り組む。

(ウ) 若年層を主要なターゲットとした憲章の普及

10月から展開している新たなプロジェクトについては、引き続き、SNSでの発信、ポスター掲示に加えて市町村、企業や大学等とも連携した取組みを行い、若年層を含む多くの県民を対象に憲章のさらなる普及を図る。

3 「かながわ子どもみらいプラン」改定案について

(1) これまでの経過

令和元年12月 第3回県議会定例会厚生常任委員会に改定素案を報告

令和元年12月～令和2年1月

改定素案について県民意見募集（パブリック・コメント）を実施

(2) 改定の概要

ア 改定の趣旨

県では、すべての子どもが健やかに成長することができる社会の実現をめざし、「かながわ子どもみらいプラン」（以下「プラン」という。）を平成27年3月に策定した。

現行のプランは、計画期間を5年間（平成27年度から令和元年度まで）としているため、現状の課題や県民等の意見・提案を踏まえ、神奈川県子ども・子育て会議での審議の上、改定を行う。

イ プランの位置付け

- ・ 子ども・子育て支援法第62条第1項に規定された教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他子ども・子育て支援施策の実施に関する計画とする。
- ・ 次世代育成支援対策推進法第9条第1項に規定された次世代育成支援対策の実施に関する計画とする。
- ・ 県の総合計画である「かながわグランドデザイン」を補完する、特定課題に対応した個別計画とする。

ウ 計画期間

令和2年度から令和6年度までの5年間とする。

エ 対象区域

県内全市町村とする。

オ プラン改定の考え方とポイント

- (ア) 児童虐待相談件数の増加や子どもの貧困率の高さに象徴される、子どもを取り巻く環境の厳しさを踏まえ、家庭環境や国籍、障がいの有無などの違いにかかわらず、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現に向けた取組みを進める。
- (イ) 保育所等利用待機児童の解消や、保護者の多様な子育てニーズに応えるため、家庭の経済状況や家族構成、保護者の就労形態等の違いにかかわらず、安心して子どもを生み育てられる環境の計画的な整備を進める。

- (ウ) 育児休業を取りやすい職場環境や子育て家庭の経済的負担の軽減など、子育て家庭を支援するしくみが不十分であることが、子育て環境に対する県民の満足度が低いことにつながっていることから、社会全体が子育てを応援する必要性を理解し、子どもと子育て家庭を支援するしくみの充実を図る。

(3) 改定プラン案の概要

ア はじめに

- (ア) 計画改定の趣旨
- (イ) 計画の位置付け
- (ウ) 計画の期間
- (エ) 計画の対象

イ 本県の子ども・子育てを取り巻く現状

ウ 計画の基本理念等

エ 「3つの力」を充実・強化する取組み

- (ア) 「子どもが生きる力」を伸ばすために
- (イ) 「保護者が育てる力」を発揮するために
- (ウ) 「社会全体が支える力」を大きくするために

オ 教育・保育の需給計画及び人材の必要見込み数

カ 計画の点検・評価及び推進体制

キ 参考資料

(4) 改定素案に係る県民意見募集（パブリック・コメント）の状況

ア 意見募集期間

令和元年12月18日～令和2年1月17日

イ 意見募集方法

県ホームページへの掲載、県機関等での閲覧、関係団体等への周知

ウ 意見の提出方法

郵送、ファクシミリ、電子メール等

エ 提出された意見の概要

- (ア) 意見件数 51件

(イ) 意見の内訳

区 分	件 数
a 計画全体に関する意見	8件
b 基本理念等に関する意見	2件
c 基本的視点1「子どもが生きる力」に関する意見	22件
d 基本的視点2「保護者が育てる力」に関する意見	12件
e 基本的視点3「社会全体が支える力」に関する意見	5件
f 教育・保育の需給計画及び人材の必要見込み数に関する意見	1件
g 点検・評価及び推進体制に関する意見	1件
h その他	0件
計	51件

(ウ) 意見の反映状況

区 分	件 数
a 計画改定案に反映しました（ご意見の趣旨を既に記載している場合を含みます。）	29件
b 計画改定案には反映しませんが、ご意見のあった施策等は既に取り組んでいます。	6件
c ご意見の趣旨は今後の取組みの参考とします。	14件
d 計画改定案に反映できません。	0件
e その他（質問・感想など）	2件
計	51件

(エ) 主な意見

- a 計画改定案に反映した意見（既に記載している場合を含む）
- ・ 本プランに関連するゴールとしてSDGsの目標「11 住み続けられるまちづくりを」が含まれていないが、子育てに配慮した公共施設・交通環境の整備等が該当するのではないかな。
 - ・ 通常、基本理念とは計画期間の満了によっても安易に変える要素のないものと思う。今回、新たに「笑いがあふれ」等の変更があるが、その理由がどうしても読み込めない。

- b 計画改定案には反映しないが、既に取り組んでいる意見
 - ・ 食物アレルギーの子供が増加傾向にあると言われているため、アレルギー対策に取り組む必要がある。
 - ・ 子どもの交通安全を確保するための活動の推進として、自転車への安全対策も強化してほしい。
- c 今後の参考とする意見
 - ・ 青少年の喫煙防止については種々述べられてはいるが、肝要な子ども（及び胎児・妊婦）の受動喫煙の危害防止が抜け落ちているように思う。
 - ・ 幼児教育・保育の無償化がスタートしたが、放課後児童クラブも無償化してほしい。
 - ・ 自然保育を行なっている施設も無償化の対象にすべき。さもないければ、独自に補助金を出してほしい。

(5) 素案からの主な変更点

ア 記載内容の拡充

- ・ I 2「(3) SDG s との関係」に、「本プランに関連するゴール」としてSDG s の目標「11 住み続けられるまちづくりを」を追加した。
- ・ 「Ⅲ 計画の基本理念等」に、基本理念として新たに「すべての子どもに笑いがあふれる」社会の実現をめざすこととした理由を記載した。
- ・ IV 1 重点施策3「(1) 児童虐待防止対策の充実」に児童相談所とDV機関との連携やDVにより一時保護されている被害者の子どもへの支援について記載した。
- ・ IV 2 重点施策3(3)「⑤ 未就学児の交通安全対策」に、緊急安全点検の実施の結果による具体的な対策として、キッズ・ガード等の配置等について記載した。
- ・ V「1 教育・保育の需給計画」に市町村ごとの計画を追加した。

(6) 今後のスケジュール

令和2年3月 子ども・子育て会議において改定案を報告
改定計画の決定

<別添参考資料>

参考資料1「かながわ子どもみらいプラン」改定案

4 「神奈川県社会的養育推進計画」改定案について

(1) これまでの経過

令和元年12月 第3回県議会定例会厚生常任委員会に改定素案を報告

令和元年12月～令和2年1月

改定素案について県民意見募集（パブリック・コメント）を実施

(2) 改定の概要

ア 改定の趣旨

県では、里親等への委託の推進や児童養護施設等の小規模化・地域分散化等の家庭的養護を推進するため、「神奈川県家庭的養護推進計画」を平成27年3月に策定した。

その後、平成28年の児童福祉法等の改正の理念のもと、平成29年8月にまとめられた「新しい社会的養育ビジョン」の趣旨を踏まえた『『都道府県社会的養育推進計画』の策定について』（平成30年7月6日付け厚生労働省子ども家庭局長通知）に基づき、「神奈川県社会的養育推進計画」と名称変更し、現計画を改定する。

イ 計画の位置付け

県の総合計画である「かながわグランドデザイン」を補完する、特定課題に対応した個別計画とする。

ウ 計画期間

令和2年度から令和11年度までの10年間とし、前期（令和2～6年度）、後期（令和7～11年度）に区分する。

エ 対象区域

県所管域（政令指定都市及び児童相談所設置市を除く。）とする。
なお、政令指定都市及び児童相談所設置市と連携・調整してまとめる。

オ 計画改定の考え方とポイント

(ア) 平成28年の児童福祉法改正において明確にされた「子どもが権利の主体である」という理念のもと、子どもの権利を守り、心身ともに健やかに育成するために、家庭的養護の推進にとどまらず、家庭への養育支援から代替養育、自立支援に至るまで、一連の取組みを含めた計画とする。

(イ) 「新しい社会的養育ビジョン」で示された、児童相談所の機能強化、里親委託の推進、施設の小規模化や多機能化等を盛り込んだ内容とする。

(3) 改定計画案の概要

ア はじめに

- (ア) 計画改定の趣旨
- (イ) 計画の位置付け
- (ウ) 計画期間
- (エ) 対象地域

イ 本県の子どもを取り巻く現状

- (ア) 少子化の進行
- (イ) 子どもと家庭を取り巻く状況
- (ウ) 県所管域の社会的養護の状況

ウ 社会的養育の体制整備の基本方向と全体像

- (ア) 基本方向
- (イ) 全体像

エ 代替養育の需要量と供給量

- (ア) 現況
- (イ) 代替養育を必要とする子ども数（需要量）
- (ウ) 里親等の供給量
- (エ) 乳児院・児童養護施設等の供給量

オ 取組みの方向（4つの柱）

- (ア) 子ども権利擁護の推進
- (イ) 子どもと家庭を地域で支援する取組みの推進
- (ウ) 家族と同様の環境における養育の推進
- (エ) 代替養育を経験した子どもの自立支援の推進

カ 具体的な取組み

- (ア) 子ども権利擁護の推進
 - a 子ども意思形成と意見表明のための支援
 - b 子ども意見を聴き、代弁する支援
 - c 子どもへの虐待の禁止の徹底
- (イ) 子どもと家庭を地域で支援する取組みの推進
 - a 児童相談所の体制強化と関係機関との連携強化
 - b 子ども権利が守られ適切なケアを提供する一時保護
 - c 市町村の子ども家庭相談体制の強化に向けた支援
 - d 乳児院における子ども家庭支援の新たな展開
- (ウ) 家庭と同様の環境における養育の推進
 - a 里親等への委託の推進
 - b 児童養護施設等の高機能化等

- c 子どものパーマネンシーを保障する支援体制の構築
- (エ) 代替養育を経験した子どもの自立支援の推進
 - a 代替養育を経験した子どもの自立支援ニーズの把握と支援
 - b 成人期へつなぐ子どもの自立支援の推進

キ 計画の進捗管理・評価

(4) 改定素案に係る県民意見募集（パブリック・コメント）の状況

ア 意見募集期間

令和元年12月18日～令和2年1月17日

イ 意見募集方法

県ホームページへの掲載、県機関等での閲覧、関係団体等への周知

ウ 意見の提出方法

郵送、ファクシミリ、電子メール等

エ 提出された意見の概要

(ア) 意見件数 97件

(イ) 意見の内訳

区 分	件 数
a 計画全体に関する意見	28件
b 里親に関する意見	26件
c 施設に関する意見	9件
d 子どもの権利擁護に関する意見	7件
e 児童相談所に関する意見	12件
f 自立支援に関する意見	15件
計	97件

(ウ) 意見の反映状況

区 分	件 数
a 計画改定案に反映しました（ご意見の趣旨を既に記載している場合を含みます。）	31件
b 計画改定案には反映しませんが、ご意見のあった施策等は既に取り組んでいます。	4件
c ご意見の趣旨は今後の取組みの参考とします。	36件
d 計画改定案に反映できません。	7件
e その他（質問・感想など）	19件
計	97件

(エ) 主な意見

- a 計画改定案に反映した意見（既に記載している場合を含む）
 - ・ 計画が目指す姿の実現に向けて、関係機関が連携して協働していけるとよいと思う。
- b 計画改定案には反映しないが、既に取り組んでいる意見
 - ・ 神奈川県の特徴として、政令指定都市等との連携が課題だと思うので、神奈川県全体で施策を検討してほしい。
- c 今後の参考とする意見
 - ・ 文章だけでは伝わらないことが多いので、計画について当事者など希望者とディスカッションする機会を設けてはどうか。
- d 反映できない意見
 - ・ 三日里親や一時保護里親等の果たす役割は非常に大きく、里親等委託率に反映すべきではないか。
- e その他（質問・感想など）
 - ・ 「施設より里親のほうが家庭的」とか「施設は地域分散化するのが良い」という考え方は必ずしも当てはまらないと思う。

(5) 素案からの主な変更点

ア 調整未了箇所の記載

- ・ 政令指定都市等と調整中であった4（4）ア（イ）「乳児院・児童養護施設の供給量」の推計値と考え方を記載した。

イ 記載内容の拡充

- ・ 3（1）「基本方向」に、最も重要なのは、子どもの最善の利益を実現する観点から、子ども一人ひとりに合った養育環境を提供することであることを明記した。
- ・ 6（2）(2)-1「児童相談所の体制強化と関係機関との連携強化」に、児童相談所職員のソーシャルワーク能力を高めることを追記した。
- ・ 6（3）(3)-1「里親等への委託の推進」に、家庭復帰の見込みがあったり親の同意が得られないなどの理由がある子どもについても、里親委託の可能性を検討していく旨追記した。

(6) 今後のスケジュール

令和2年3月 児童福祉審議会において改定案を報告
改定計画の決定

<別添参考資料>

参考資料2「神奈川県社会的養育推進計画」改定案

5 「神奈川県子どもの貧困対策推進計画」改定案について

(1) これまでの経過

令和元年12月 第3回県議会定例会厚生常任委員会に改定素案を報告

令和元年12月～令和2年1月

改定素案について県民意見募集（パブリック・コメント）を実施

(2) 改定の概要

ア 改定の趣旨

県では、子どもの貧困対策の推進に関する法律（以下「法」という。）に基づく「神奈川県子どもの貧困対策推進計画」（以下「計画」という。）を平成27年3月に策定した。

現行の計画は、計画期間を令和元年度までの5年間としているため、社会的な状況の変化や県民等の意見を踏まえ、改定を行う。

イ 計画の位置付け

- ・ 法第9条に規定された県における子どもの貧困対策についての計画とする。
- ・ 県の総合計画である「かながわグランドデザイン」を補完する、特定課題に対応した個別計画とする。

ウ 計画期間

令和2年度から令和6年度までの5年間とする。

エ 対象区域

県内全市町村とする。

オ 計画改定の考え方とポイント

- (ア) 従来から本県が取り組んできた、子どもを社会全体で支援する機運の醸成については、新たな「子供の貧困対策に関する大綱」（以下、「国の新大綱」という。）に盛り込まれたため、4つの主要施策に加えて、5つ目の主要施策（「社会全体で子どもの貧困対策に取り組むための基盤づくり」）として計画に位置付ける。

【改定計画案の主要施策】

- 1 教育の支援
- 2 生活の安定に資するための支援
- 3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援
- 4 経済的支援
- 5 社会全体で子どもの貧困対策に取り組むための基盤づくり

- (イ) 親の妊娠・出産期から、子どもの青年期、社会的自立に至るまで、継続的に支援を行う必要があることから、子どものライフステージの視点を持って、施策を体系化する。
- (ウ) 国の新大綱の指標を踏まえ、子どもの貧困に関する状況を多面的に捉えるため、指標の見直しを行う。

(3) 改定計画案の概要

ア 計画の概要

- (ア) 計画改定の趣旨
- (イ) 法改正と新大綱の策定
- (ウ) 神奈川県子どもの貧困対策推進計画について
 - a 基本方針
 - b 計画の位置付け
 - c 対象地域
 - d 計画期間

イ 神奈川の子どもをとりまく現状と課題

- (ア) 年少人口の減少と少子化
- (イ) 神奈川の子どもの状況
- (ウ) 子どものいる家庭をとりまく状況
- (エ) 子どもの貧困に係る県民の意識
- (オ) 現状と課題のまとめ

ウ 子どもの貧困対策に関する施策の方向性

- (ア) めざすすがたと基本方向
- (イ) 主要施策
- (ウ) 施策の体系とライフステージ

エ 課題解決に向けた具体的な取組み

- (ア) 教育の支援
- (イ) 生活の安定に資するための支援
- (ウ) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援
- (エ) 経済的支援
- (オ) 社会全体で子どもの貧困対策に取り組むための基盤づくり

オ 計画の推進と進捗管理

- (ア) 計画の推進
- (イ) 子どもの貧困に関する指標

カ 調査研究

キ 資料編

(4) 改定素案に係る県民意見募集（パブリック・コメント）の状況

ア 意見募集期間

令和元年12月18日～令和2年1月17日

イ 意見募集方法

県ホームページへの掲載、県機関等での閲覧、関係団体等への周知

ウ 意見の提出方法

郵送、ファクシミリ、電子メール等

エ 提出された意見の概要

(ア) 意見件数 95件

(イ) 意見の内訳

区 分	件 数
a 計画全体に関する意見	12件
b① 教育の支援に関する意見	36件
b② 生活の安定に資するための支援に関する意見	11件
b③ 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援に関する意見	3件
b④ 経済的支援に関する意見	3件
b⑤ 社会全体で子どもの貧困対策に取り組むための基盤づくりに関する意見	12件
c 計画の推進と進捗管理に関する意見	12件
d その他	6件
計	95件

(ウ) 意見の反映状況

区 分	件 数
a 計画改定案に反映しました（ご意見の趣旨を既に記載している場合を含みます。）	57件
b 計画改定案には反映しませんが、ご意見のあった施策等は既に取り組んでいます。	10件
c ご意見の趣旨は今後の取組みの参考とします。	17件
d 計画改定案に反映できません。	5件
e その他（質問・感想など）	6件
計	95件

(エ) 主な意見

- a 計画改定案に反映した意見（既に記載している場合を含む）
 - ・ 国などの方向性に沿って進めていくものと思いますが、かながわらしさやオリジナリティを出せると良いと思います。
- b 計画改定案には反映しないが、既に取り組んでいる意見
 - ・ 外国につながる子どもたちが、自らのルーツに誇りを持つことができるような、多文化共生を促進できる教育が実践されることを望む。
- c 今後の参考とする意見
 - ・ ひとり親家庭の子どもは、親の目が届きにくく、ゲーム依存症になるなどの問題があるそうです。対策をお願いします。
- d 反映できない意見
 - ・ 子どもの貧困対策に関する専門的な人材育成研修の受講者に対して、県の認定を行う制度の導入を要望します。
- e その他（質問・感想など）
 - ・ 法や制度、行政内部の部署を超えて横断的に計画が作成されていることは評価します。

(5) 素案からの主な変更点

ア 記載内容の拡充

- ・ 「第4章Ⅱ1（1）親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援」に、特定妊婦を含む困難な問題を抱える女性に対する支援として、女性相談所の取組みについて記載した。
- ・ 「第4章Ⅳ1（2）養育費の確保の推進」に、養育費に関する情報提供や母子・父子自立支援員研修での養育費に関する講座の実施について記載した。

イ 大柱の文言変更

- ・ 国の新大綱策定を受け、「第4章Ⅰ 教育の支援」の「2 地域に開かれた学校プラットフォーム」を、「2 地域に開かれた子どもの貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築」に変更した。

(6) 今後のスケジュール

令和2年3月 改定計画の決定

<別添参考資料>

参考資料3 「神奈川県子どもの貧困対策推進計画」改定案

6 三浦しらとり園の指定管理者の指定期間の変更について

(1) 経過

令和2年度に指定期間が終了する三浦しらとり園について、令和元年第3回県議会定例会に報告したとおり、次期指定管理者を募集するため、外部評価委員会の意見聴取を行い、意思決定支援等新しい取組みを盛り込んだ選定基準を定め、公募の準備を進めていた。

現在、県では利用者目線の新しい障がい福祉のあり方を検討しており、この新しい障がい福祉の考え方を三浦しらとり園の次期指定管理においても、反映させるため、選定基準及び募集要項等を見直すこととした。

(2) 指定期間の変更

見直しに必要な期間を考慮し、現指定期間を延長する。（延長期間については、現在調整中）

現指定期間：平成23年4月1日～令和3年3月31日

(3) 今後のスケジュール

令和2年3月～ 指定管理者と指定期間の延長を協議

令和2年6月 第2回県議会定例会に指定期間の延長に関する議案を提出

令和2年8月 指定管理者と指定期間の延長について協定を締結

7 津久井やまゆり園の再生について

(1) 利用者が安心して安全に生活できる場の確保

ア 津久井やまゆり園における取組状況

(ア) 新築及び改修工事

期 間：令和元年12月～3年4月

内 容：居住棟等の新築工事

管理棟、厨房棟、体育館等の改修工事

実施状況：令和2年1月29日に着工

そ の 他：・令和2年1月12日、千木良公民館において、新築及び改修工事の説明会を開催

・工事期間中も、毎月26日には献花台の設置を継続

(イ) 今後のスケジュール

令和元年12月～3年4月 新築及び改修工事の実施

令和3年夏頃 供用開始予定

(ウ) 鎮魂のモニュメントの整備

ご遺族などから幅広く意見を聴きながら、事件で命を奪われた利用者への鎮魂のモニュメントの整備を検討

イ 芹が谷やまゆり園（仮称）における取組状況

(ア) 芹が谷やまゆり園（仮称）整備・維持管理事業

期 間：令和元年12月～19年3月

内 容：民間活力を活用した「維持管理を含む設計施工一括発注方式」による施設整備等に係る事業

実施状況：令和元年12月20日、施設整備業務委託契約を締結

令和2年1月27日、維持管理業務委託契約を締結

(イ) 今後のスケジュール

令和元年12月～3年9月 施設整備業務（事前調査・設計・工事監理・解体工事・建設工事）の実施

令和3年9月～19年3月 維持管理業務（点検保守・修繕）等の実施

令和3年冬頃 供用開始予定

(2) 神奈川県立の障害者支援施設に関する条例の一部を改正する条例

ア 内容

津久井やまゆり園再生基本構想に基づく新たな津久井やまゆり園の整備に合わせ、芹が谷地域の施設の名称を芹が谷やまゆり園とし、新設の県立障害者支援施設として位置づけるため、今定例会に「神奈川県立の障害者支援施設に関する条例」の改正議案を提案した。

イ 手話表現

条例改正議案の提案に併せて、県聴覚障害者協会、大学教授、ろう教育者、通訳者等で構成した手話表現検討会における意見聴取を経て、新しい施設の名称について、手話表現を検討した。

(ア) 検討期間

令和元年8月5日～2年1月16日

(イ) 検討結果

津久井やまゆり園

津久井	やまゆり園
① 片手で「湖」のふちを表現 ② 他方の手で指文字の「つ」をつくり、ふちに沿って水平に回す	① 片手を水平にする ② 他方の手をすぼめて、かぶせるように置き、開きながら上げる

芹が谷やまゆり園

芹が谷	やまゆり園
① 両手で「谷」を表現	同上

(ウ) 普及に向けた取組み

普及用イラストの作成・配布や県ホームページでの発信等を行う。

(3) 再生後の指定管理者

ア 基本的な考え方

- ・ 津久井やまゆり園の再生は、利用者の安心・安全な生活の場の確保とともに、利用者目線の支援を実現し、神奈川の新しい障がい福祉のあり方を示す必要がある。
- ・ 津久井やまゆり園の指定管理の対象となる施設については、新たに整備する施設規模が大きく変わること、11人を単位とする個室ユニットの採用など施設の大幅な変更が伴うが、令和6年度までは、かながわ共同会を指定管理者とする方向で調整するとしていた。
- ・ 新しく整備する2つの施設の指定管理者については、津久井やまゆり園の利用者支援に対する懸念を払拭し、利用者目線に立った支援を提供できる施設とするため、現在の津久井やまゆり園の指定期間を短縮し、それぞれ公募で選定する方針に変更した。
- ・ このため、現在の津久井やまゆり園については、令和6年度までの指定期間を短縮する協議が必要になっている。

イ 利用者目線の支援について

- ・ 強度行動障害など支援が難しい利用者の安全を優先するがために、安易に身体拘束などによる支援を継続すると、行動障害を重度化させるおそれがある。
- ・ 身体拘束に頼る支援ではなく、利用者の気持ちになって、本人の可能性を追求していく支援が、生き活きとした暮らしの実現に結び付くことになる。
- ・ このような利用者目線の支援を徹底するために、継続的な意思決定支援を行い、利用者が希望する生活を実現する必要がある。
- ・ また、こうした支援を実現するためには、それに相応しい組織体制と高度なガバナンスが求められる。
- ・ こうしたことを踏まえ、再生基本構想を着実に実行していくためには、新しく整備する施設の理念や、支援のあり方、人員の配置、組織管理体制などを見直す必要がある。

ウ 今後の取組み（予定）

- ・ 新しい津久井やまゆり園が目指す利用者目線の支援に関する県の考え方について、指定管理者の選定手続きに反映する。
- ・ 県民に対しては、指定管理者を選定するプロセスの中で、利用者目線に立った支援に対する県の考えを示していく。
- ・ 令和3年度の入居に向けて、指定管理者の選定に向けた手続きを行い、令和2年第3回定例会（後半）において、指定管理者の指定議

案を提出する。

エ かながわ共同会との協議等

(ア) 現在の状況

- ・ 令和元年12月27日付けで、かながわ共同会から知事に対する、「令和元年12月5日の知事のご発言について」とした、事実関係や政策判断した理由等に係る9項目の質問書を収受した。
- ・ 令和2年1月21日付けで、県から同法人に質問書に対する回答を行った。
- ・ 「津久井やまゆり園の管理に関する基本協定書」第73条に基づき、指定期間の短縮について、令和2年1月24日付けで、かながわ共同会に対し協議を申し入れた。
- ・ かながわ共同会からは、令和2年1月28日付けで、協議の申し入れを受けることができない旨の回答があった。

(イ) 今後の対応

- ・ かながわ共同会に対して、利用者目線の支援の実現を目指すことなど、県の考え方を説明していく。

オ 利用者、ご家族及び職員等への対応

(ア) 津久井やまゆり園再生後の運営に関する説明会

日時	場所	出席者
令和元年12月14日（土） 14:15～15:15	津久井やまゆり園 芹が谷園舎体育館	利用者60名、ご家族80名、職員30名 県：知事、理事（共生担当）、福祉子どもみらい局長等

(イ) 利用者・ご家族との個別の対話

日時	場所	出席者
令和元年12月21日（土） 13:00～14:00	津久井やまゆり園 芹が谷園舎	利用者・ご家族：2組 県：知事、障害サービス課長及び課員 園：園長、支援部長及び職員
令和2年2月10日（月） 15:00～15:30	県本庁舎 知事執務室	ご家族：1組 県：知事、障害サービス課長及び課員
令和2年2月14日（金） 13:40～14:30	県本庁舎 第2応接室	ご家族：1組 県：知事、福祉部長、障害サービス課課員

(ウ) 職員との対話

日時	場所	出席者
令和元年12月26日（木） 16:20～17:40	津久井やまゆり園 芹が谷園舎	園：園長、支援部長及び職員15名 県：知事、障害サービス課長及び課員

(エ) 県からご家族への手紙

日付：令和元年12月26日（木）

内容：知事との面会の希望の有無、方針変更への意見の受付等

返信：18件　うち：面会希望2件

(4) 津久井やまゆり園利用者支援検証委員会

ア 設置目的

利用者目線に立った福祉施策の検討に資するよう、次に掲げる事項を専門的な見地から検証するため、委員会を設置する。

- ・ 津久井やまゆり園の利用者支援に係る内容の検証
- ・ 指定管理者の法人としてのガバナンス体制の検証
- ・ 設置者としての神奈川県との関与の検証
- ・ 利用者目線に立った支援のあり方の提言及び県の施策への提言

イ 委員

氏名	役職名等
大塚 晃	上智社会福祉専門学校特任教授、元上智大学総合人間科学部社会福祉学科教授
佐藤 彰一	國學院大學教授、弁護士、全国権利擁護支援ネットワーク代表
野澤 和弘	一般社団法人スローコミュニケーション代表、元毎日新聞論説委員

ウ 開催状況（令和2年）

第1回 1月10日（金）13：00～15：00

第2回 21日（火）9：30～11：00

第3回 30日（木）10：00～11：30

第4回 2月5日（水）12：00～14：00

第5回 19日（水）14：00～17：00

各委員会は非公開で開催。委員会開催後、検証内容を速やかに利用者支援の改善につなげるため、検証委員による記者会見を行っている。

エ これまでの検証で明らかになった課題

- ・ 長時間の居室施錠の事例が確認され、虐待の疑いが強いと指摘された。
- ・ やむを得ず身体拘束を行う場合の3要件（切迫性、非代替性、一時性）への該当が疑わしい事例について指摘された。

- ・ 身体拘束を行う場合、3要件をすべて満たすことが必要だが、1つの要件が該当すれば身体拘束を行ってよいと、解釈を誤っていると思われる記録を指摘された。
- ・ 組織による検討を経ずに身体拘束を行うなど、津久井やまゆり園の身体拘束実施のガイドライン等に反している事例を指摘された。
- ・ 個別支援計画などの個人記録に記載されていない身体拘束の実施が、会議記録等に記載されていることを指摘された。
- ・ 県の指導体制について、現在のモニタリングでは、支援内容などの確認が不十分で、見直しが必要であることを指摘された。

オ 第5回検証委員会における主な意見

- ・ 最近も身体拘束が行われている事例があり、さらに支援内容の検証を進め、課題を明らかにしていく必要がある。
- ・ 意思決定支援の取組みは、今後全県に広げていくことが必要である。
- ・ 他の県立施設でも虐待事案が明らかになっており、今後調査を広げていく必要がある。

カ 今後の取組み

- ・ 身体拘束が恒常的に実施されている事例等、課題のある支援について、さらに検証を進めていく。
- ・ 検証により明らかになった利用者支援上の課題や、県の関与の課題を踏まえ、速やかに支援内容の改善につなげていくとともに、今後の利用者目線に立った支援のあり方を検討していく。